



長野県報

3月13日(月)
平成29年
(2017年)
第2857号

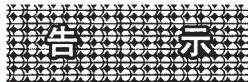
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課).....	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	2
天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱の一部改正(農村振興課).....	3
長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正(森林政策課).....	3
公共測量の終了(建設政策課).....	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室).....	4
建設業法に基づく処分(建設政策課).....	4
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築住宅課).....	5
平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築住宅課).....	5
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出(農地整備課).....	6



長野県告示第124号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
豊丘村
- 2 事業の種類
村の駅とよおか(仮称)整備事業及びこれに伴う村道改良事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲字林里地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
村の駅とよおか(仮称)整備事業及びこれに伴う村道改良事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第1号に掲げる

道路法(昭和27年法律第180号)による道路に関する事業及び同条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である豊丘村(以下「本村」という。)は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

本村の幹線道路である竜東一貫道路の交通量は、平成18年から平成28年までの10年間で15.8%増加しており、今後もさらなる交通量の増加が見込まれることから、24時間利用可能な公衆トイレや駐車場等の道路休憩機能、道路情報提供機能を備えた施設が必要となっている。

また、本村では、農業従事者の高齢化と農産物価格低迷による後継者の減少から、農業従事者の減少が続いており、農業就業人口は、1,014人(平成17年)から720人(平成27年)と294人(約29%)減少している。農地の遊休荒廃地化も進んでおり、村内の遊休農地は、全農地面積の約22%(約160ha)で、そのうち再生利用が困難と見込まれる荒廃農地は

約86haとなっている。このような状況の中、村長をプロジェクトリーダーとし、本村の農工商関係者で構成される「6次産業化プロジェクト」の検討において、交通量の多い幹線道路である竜東一貫道路沿いの林里地区に、農林産物直売所、農家レストラン及び農産物加工施設を備えた6次産業化の拠点施設を整備することに決定した。その後、商工会等との調整の中で、日用品・食料品購入のための商業施設も併設し、農林産物直売所との相乗効果で、魅力ある商業空間の創出を目指すこととなった。

本件事業は、今後もさらなる交通量の増加が見込まれる竜東一貫道路沿いで、道路休憩施設、道路情報提供施設及び地域振興施設（以下「当該施設」という。）の整備を、「道の駅」への登録を前提として、一体的に行うとともに、道路の円滑な交通及び交通安全の観点から、竜東一貫道路と起業地北側の村道林新田取付線との交差点の改良及び起業地南側の村道林水防線の道路拡幅工事を実施するものである。

本件事業の施行により、次のような効果が期待できる。

- (7) 道路休憩施設に立ち寄った人が、農林産物直売所や農家レストランを利用することで、本村の農業振興につながるが見込まれる。
- (4) 農林産物直売所に日用品・食料品購入のための商業施設を併設することで、利用者にとって食材の購入がワンストップで済む効果がある。
- (9) 当該施設を、買物弱者対策として、村内一円を巡回する無料送迎バスの発着点とする計画であり、中山間地を抱える本村において、当該施設は、商業機能・交流機能が集積した「小さな拠点」として機能することが期待される。
- (5) 村道の改良により、当該施設への来場車両による道路渋滞が防止できるようになるとともに、大型車が安全に当該施設に進入できるようになる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

当該施設は、平家建で高さを6.6mに抑えられているほか、天竜川堤防沿いに南北に細長く配置されることから、周辺農地の日照、通風等への影響は少ないと考えられる。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本村の幹線道路である竜東一貫道路は、交通量が増加している一方で、公衆トイレ、駐車場等を備えた道路休憩施設が

なく、道路の利用に不便を来していること、また、本村においては、高品質で豊富な農産物という地域資源を生かした、都市住民等との交流・販売による農業振興への機運が急速に高まっていること、買物弱者等に対する支援の取組を求める強い要望が出されていることなどから、早期の対応が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
豊丘村役場産業建設課

地域振興課

長野県告示第125号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
野尻石油有限公司	長野県木曾郡大桑村大字野尻3081番地の72	平成29年3月3日

税務課

長野県告示第126号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	平成32年3月31日
佐久穂町立千曲病院	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	平成32年3月19日
長野市民病院	長野市大字富竹1333-1	平成32年4月10日

医療推進課

長野県告示第127号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱(昭和42年長野県告示第431号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

第8中「所轄地方事務所長」を「所轄地域振興局長」に改める。

農村振興課

長野県告示第128号

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成13年長野県告示第139号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

第10第1項を次のように改める。

この告示により知事に提出する書類は、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地域振興局長を経由しなければならない。

森林政策課

長野県告示第129号

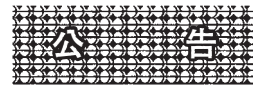
佐久市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(佐久市都市計画基本図整備)
- 2 作業期間
平成28年10月28日から平成29年2月17日まで
- 3 作業地域
佐久市

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成29年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人社会生活サポートチーム風を詠む
- 3 代表者の氏名
玉井 英男
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科南穂高442番地7
- 5 定款に記載された目的

この法人は、加齢による暮らしづらさ(高齢者)や、疾病による障害がある状態(援護が必要となった状態)となっても、ご本人及びご家族が、自らの暮らし方を決定していただけるように、社会生活の(1)全体性、(2)継続性、(3)個別性、(4)地域性を基盤とし、福祉・医療・環境面から相談・啓発、介護、教育・研究、まちづくり事業を通じてサポートすることを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年3月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエストプラザ長野
長野市大字南長野末広町1355-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ウエストプラザ長野
長野市大字南長野末広町1355-5
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名